

財務省告示第二百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年六月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（物価連動・十年）
（第十二回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びその ための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十九年法律第
二十五号）第二条第一項及び特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六
条

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以
下「振替法」という。の規定の
適用を受けるものとし、その
振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われ
る入札（以下「利回り競争入札
」という。）による発行（以下「
利回り競争入札発行」という。）
及び

を、財務大臣が行われる入札であ
つて、参加者ごとに応募限度額
を定め

るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第 非価格競
争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

争入札発行」という。）

七 イ 払 込 金 額	口 行 争 非 者 特 国 債 市 場	六 イ 発 行 額	口 行 争 非 者 特 国 債 市 場	五 イ 募 入 決 定 の 法
四 千 九 百 五 十 六 億 五 千 四 百 五 十	で 八 十 六 億 円 に つ い て 、 額 面 金 額 し	額 面 金 額 で 四 千 九 百 九 十 四 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	各 申 込 み の う ち 、 各 申 込 の 順 次 の 低

十五
の経過
払込利
み子

きは、これを四捨五入したも
の。に額面金額を乗じて得た額
とする。ただし、消費者物価指
数の基準改定が行われ、改定後
の基準に基づく消費者物価指数
が公表された場合、は、財務大
臣が定める日以降の各利子支払
期及び償還期限における想定元
金額は、償還財務大臣が定める
に、より算出される数（小数点以
下、第三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入したもの。）
に、額面金額を乗じて得た額とす
る。
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を、第二十二号に
規定する期日に払い込むものと
する。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.000 \times \frac{1.2}{100}}{2} \times 365$$

十六
初期利
子

平成十九年十二月十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十八号において規定
する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された
 支払期における想定元金額 × $\frac{1.2}{100}$

× $\frac{1}{2}$

十七 第二期以後の利子
 毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第十号の期に於ける想定元金額
 × $\frac{1.2}{100}$ × $\frac{1}{2}$

十八 償還期限
 平成二十九年六月十日
 第十四号の規定により算出された償還金額
 日本銀行

二十 元利金支払場所
 財務大臣から通知を受けた者
 二十 入札参加
 二十 払込期日

平成十九年六月十二日